

平成 21 年 11 月 16 日

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 殿
内閣府特命担当大臣(地域主権推進担当) 原口 一博 殿
内閣府地方分権改革推進委員会 委員長 丹羽 宇一郎 殿
内閣府地方分権改革推進委員会 事務局長 宮脇 淳 殿
総務大臣 原口 一博 殿
文部科学大臣 川端 達夫 殿
衆議院内閣委員会 委員長 田中 慶秋 殿
衆議院文部科学委員会 委員長 田中 眞紀子 殿
参議院内閣委員会 委員長 河合 常則 殿
参議院文教科学委員会 委員長 水落 敏栄 殿
文化庁長官 玉井 日出夫 殿
日本学術会議 会長 金澤 一郎 殿
全国知事会 会長 麻生 渡 殿
全国都道府県議会議長会 会長 金子 万寿夫 殿
全国市長会 会長 森 民夫 殿
全国市議会議長会 会長 五本 幸正 殿
全国町村会 会長 山本 文男 殿
全国町村議会議長会 会長 野村 弘 殿

自然史学会連合

代表 西田 治文



地方分権改革推進委員会第3次勧告の博物館法見直しに対する反対声明

内閣府の地方分権改革推進委員会は、平成 21 年 10 月 7 日付けで提出した第 3 次勧告において、博物館法第 12 条と第 21 条について、廃止または条例への委任を勧告している。しかしながら、この勧告は、現行法が博物館に保証している、責任ある社会教育を進める組織としての最低限の水準維持という博物館の基本理念に関わる目的を瓦解させるものである。また、望ましい博物館のあり方をこれまで提言してきた関連学会の努力を根底から覆す勧告であると認められ、ここに強く反対を表明する。

博物館法第 12 条は、博物館が社会教育・生涯教育の責任を全うするために必

須とされる、博物館資料、学芸員などの専門職員、建物と土地の位置づけを規定する、博物館の根幹を定めた法規の一つである。同条は博物館がこれらをもつことを要件として、博物館としての登録を認めることを謳っている。勧告が示すように、この法規が廃止または条例委任された場合、登録審査に関する具体的な要件が明示できなくなることで、博物館の実態が空洞化・形骸化することに直結する。審査項目やその基準が条例に委ねられることとなれば、登録要件の審査について都道府県毎に基準や判断にばらつきが生ずることになる可能性が高く、博物館の質を全体として低下させるのみならず、地域的な不均衡を生じることにも危惧される。こうした動向は、国の政策として芸術や文化の更なる振興と生涯学習の拡充を掲げる一方で、その一翼を担うとされている博物館について、現行法およびその運用、関連する行政通達等で維持されてきた、博物館の質の担保を目的とする登録博物館制度の根幹を破壊する改悪にほかならない。

また、博物館法第 21 条の博物館協議会委員の資格に関する条文の一部の廃止または条例委任は、博物館協議会の文化的専門性の低下を招くと同時に、昨年 の第 169 回国会において、博物館利用者を代表する者の参画を積極的に進めるために同条を改正した意味を、損なうものである。

博物館法に関する議論は、わが国が博物館を高い文化的・学問的水準で築き、優れた社会教育・生涯教育のもとに市民を育てるという方向性を大前提としてなされるべきものである。博物館の研究と教育を質的に支える多様な学問領域の意見を尊重して検討することが望まれるのであって、日本学術会議もこの点を重視して各種の意見を出している（参考）。今回の改正勧告は、博物館の水準を危うくする可能性をはらんでおり、自然史学会連合は、その採択に強く反対する。もとよりこの意見書は、地方分権の趣旨そのものを否定するものではない。しかし、文教行政が長年にわたり、受益者である国民と、主たる知識供与者である研究・教育界とともに地道に構築してきた文化政策を根底から覆すものと受け取ることができ、到底容認することはできない。

参考

1) 日本学術会議（報告）「自然史系・生物系博物館における教育・研究の高度化について」

日本学術会議 動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会（平成 15 年）

2) 日本学術会議（報告）「自然史系博物館における標本の収集・継承体制の高度化」日本

学術会議 動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会（平成 17 年）

3) 日本学術会議 (声明)「博物館の危機をのりこえるために」 日本学術会議 芸術資料保
全体制検討委員会 (平成 19 年)

4) 日本学術会議 (対外報告)「文化の核となるべき真の自然系博物館の確立を目指して」
日本学術会議 自然史・古生物学分科会 (基礎生物学委員会・応用生物学委員会・地球惑
星科学委員会合同) (平成 19 年)

附：自然史学会連合概要

自然史学会連合は、自然史科学の研究・教育の振興と、自然史体験を通じた人間形成への寄与を目的として、関連学協会により 1995 年に設立された組織で、2009 年 11 月現在、37 の学協会 (下欄) が加盟している。連合及び加盟学協会は、日本学術会議協力学術研究団体でもある。

自然史学会連合加盟学協会 (あいうえお順)

種生物学会, 植生学会, 地衣類研究会, 地学団体研究会, 東京地学協会, 日本遺伝学会,
日本衛生動物学会, 日本貝類学会, 日本花粉学会, 日本魚類学会, 日本菌学会, 日本蜘蛛
学会, 日本古生物学会, 日本昆虫学会, 日本昆虫分類学会, 日本植物学会, 日本植物分類
学会, 日本進化学会, 日本人類学会, 日本生態学会, 日本蘚苔類学会, 日本藻類学会, 日
本生物地理学会, 日本第四紀学会, 日本地衣学会, 日本地質学会, 日本鳥学会, 日本地理
学会, 日本動物学会, 日本動物行動学会, 日本動物分類学会, 日本プランクトン学会, 日
本ベントス学会, 日本哺乳類学会, 日本陸水学会, 日本鱗翅学会, 日本霊長類学会

代表：西田 治文(中央大学理工学部・教授)

事務局：原田浩 (千葉県立中央博物館) 〒260-8682 千葉市中央区青葉町 955-2

連絡先 e-mail: harada@chiba-muse.or.jp